

## 瑞穂町ふるさと納税（寄附）返礼品提供事業者及び返礼品選定基準

### （返礼品提供事業者の選定基準）

- 1 返礼品提供事業者は、以下に定める条件をすべて満たしていることとする。ただし、町が適当でないと認めた場合はこの限りではない。
  - ① 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかを有する法人・団体又は個人事業者であること。
  - ② 登録時において既に到来している町税を滞納していない事業者であること。
  - ③ 各種法令に沿って生産、製造、加工された商品やサービスの提供等を行っていること。
  - ④ 代表者及び従業員等が「瑞穂町暴力団排除条例」に定める暴力団の構成員等でないこと。
  - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業とされる業種ではないこと。
  - ⑥ 個人情報保護法及び町条例に基づき、個人情報を適切に扱うことができる事業者であること（取得した個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用することはできないこととする。）。
  - ⑦ ふるさと納税サイトへの返礼品登録等のためにインターネットに接続できるパソコンを有し、かつ、返礼品の発注や連絡のための手段として、電子メールを使用できる環境を有していること。
  - ⑧ 瑞穂町競争入札参加者資格指名停止基準に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。

### （返礼品の選定基準）

- 2 返礼品において、総務省の定める別記※「国の地場産品基準」における 1 から 9 までのいずれかに該当する地場産品であること。また、以下の項目において、該当する商品やサービスであること。
  - ① 町の魅力発信、知名度向上や地場産業の振興に繋がるものであること。
  - ② 返礼品が食品の場合、食品衛生に関する法令等を遵守しているものであること。
  - ③ 返礼品がサービス提供の場合、寄附者に当該サービスの提供が受けられることがわかるサービス利用券等を発行し、返礼品の送付後 1 年程度の有効期限が設けられたものであること。
  - ④ 品質及び数量について、年間を通して安定供給が見込めるもの。ただし、あらかじめ期間や数量等の条件を設けて供給する場合は、その条件内において安定供給が見込めるもの。

- ⑤ 返礼品は配送に十分耐えられるものとし、飲食物の場合においては、返礼品の到着の際に一定期間の賞味期限が保証されているものであること。
- ⑥ 金銭類似性が高いなど、ふるさと納税制度の趣旨に反するものでないこと。
- ⑦ 公序良俗に反するものでないこと。

※別記

**【国の地場産品基準】**

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。